

令和2年4月1日付課消2-5ほか5課共同「消費税法基本通達等の一部改正等について（法令解釈通達）」との比較表

(注) アンダーラインを付した箇所が修正した箇所です。

<p>令和2年6月22日付課消2-9ほか5課共同 消費税法基本通達等の一部改正等について（法令解釈通達）</p>	<p>令和2年4月1日付課消2-5ほか5課共同 消費税法基本通達等の一部改正等について（法令解釈通達）</p>
<p>消費税法基本通達（平成7年12月25日付課消2-25ほか4課共同「消費税法基本通達の制定について」（法令解釈通達）の別冊）等下記のとおり改正等したから、これによらねたい。</p> <p>（理由） 消費税法関係法令の一部が改正されたことに伴い、所要の整備を図るものである。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1 改正する法令解釈通達</p> <p>(1) 消費税法基本通達について、別紙1「消費税法基本通達新旧対照表」の「改正前」欄に掲げる部分を「改正後」欄に掲げる部分のとおり改める。</p> <p>なお、次に掲げる項目に係る改正通達の適用時期については、それぞれ次に定めるところによる。</p> <p>イ （省略）</p> <p>ロ 仕入税額控除制度の改正に係る改正通達の適用時期 この法令解釈通達による改正後の用語の意義に定める居住用賃貸建物、1-5-30、11-2-22の「第10項」を「第11項」に改正する部分、11-7-1から11-7-5まで、11-8-1、<u>12-2-5</u>、<u>12-6-1</u>、<u>12-6-2</u>及び12-7-1から12-7-5までの取扱いは、令和2年10月1日から適用する。</p> <p>ハ （省略）</p> <p>(2) （省略）</p>	<p>(同左)</p> <p>1 (同左)</p> <p>(1) (同左)</p> <p>イ (同左)</p> <p>ロ 仕入税額控除制度の改正に係る改正通達の適用時期 この法令解釈通達による改正後の用語の意義に定める居住用賃貸建物、1-5-30、11-2-22の「第10項」を「第11項」に改正する部分、11-7-1から11-7-5まで、11-8-1、<u>12-5-3</u>及び<u>12-5-4</u>の取扱いは、令和2年10月1日から適用する。</p> <p>ハ (同左)</p> <p>(2) (同左)</p>

<p>(3) 平成8年4月1日付課消2-8「外国公館等に対する課税資産の譲渡等に係る消費税の免除の取扱いについて」(法令解釈通達)について、別紙3『外国公館等に対する課税資産の譲渡等に係る消費税の免除の取扱いについて』新旧対照表の「改正前」欄に掲げる部分を「改正後」欄に掲げる部分のとおり改める。</p> <p>2 平成31年3月19日付課消2-5ほか5課共同「市中輸出物品販売場における免税販売手続の電子化に関する取扱通達の制定について」(法令解釈通達)は廃止する。</p> <p>別紙1～3 (省略)</p>	<p>(3) 平成8年4月1日付課消2-8「外国公館等に対する課税資産の譲渡等に係る消費税の免除の取扱いについて」(法令解釈通達)について、別紙3『外国公館等に対する課税資産の譲渡等に係る消費税の免除の取扱いについて』新旧対照表の「改正前」欄に掲げる部分を「改正後」欄に掲げる部分のとおり改める。</p> <p>2 平成31年3月19日付課消2-5ほか5課共同「市中輸出物品販売場における免税販売手続電子化に関する取扱通達の制定について」(法令解釈通達)は廃止する。</p> <p>別紙1～3 (同左)</p>
--	---